

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成21年 9月11日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区紫竹西野山東町，上賀茂烏帽子ヶ垣内町，上賀茂女夫岩町，上賀茂津ノ国町，上賀茂畔勝町，上賀茂六段田町，西賀茂柿ノ木町，西賀茂角社町及び西賀茂上庄田町の各一部

左京区一乗寺西浦畑町，一乗寺木ノ本町，下鴨水口町，岩倉花園町，岩倉三宅町，岩倉西河原町，岩倉忠在地町，岩倉長谷町，岩倉東五田町，岩倉幡枝町，修学院川尻町，松ヶ崎壺町田町，松ヶ崎木ノ本町，上高野鷺町，上高野小野町，上高野畑町及び静市市原町の各一部

山科区音羽伊勢宿町，音羽初田町，音羽前出町，音羽珍事町，勸修寺泉玉町，勸修寺風呂尻町，勸修寺福岡町，栗栖野狐塚，小野荘司町，西野小柳町，西野山桜ノ馬場町，西野山射庭ノ上町，西野山百々町及び大塚北溝町の各一部

南区吉祥院前河原町，久世上久世町，久世中久世町一丁目，久世中久世町二丁目，久世殿城町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽清井町，上鳥羽大溝，上鳥羽大柳町，上鳥羽奈須野町及び上鳥羽北島田町の各一部

右京区梅ヶ畑高鼻町，宇多野福王子町，嵯峨一本木町，嵯峨広沢西裏町，嵯峨広沢南野町，嵯峨大覚寺門前堂ノ前町，嵯峨大覚寺門前八軒町，嵯峨野投淵町，西院西溝崎町，太秦森ヶ西町，太秦八反田町及び太秦木ノ下町の各一部

西京区下津林水掛町，下津林東大般若町，下津林番条町，檜原杉原町，檜原碓町，牛ヶ瀬堂田町，桂久方町，桂上野北町，桂池尻町，桂北滝川町，松尾木ノ曾町，松室吾田神町，上桂今井町，川島三重町，川島調子町，大原野上里南ノ町，大枝中山町及び大枝北沓掛町五丁目の各一部

伏見区羽束師古川町，羽束師志水町，羽束師菱川町，横大路一本木，横大路下三栖辻堂町，横大路下三栖里ノ内，横大路橋本，横大路朱雀，横大路沼，横大路畔ノ本，下鳥羽円面田町，下鳥羽城ノ越町，久我石原町，久我本町，治部町，小栗栖石川町，深草瓦町，深草願成町，深草真宗院山町，深草大亀谷古御香町，醍醐御陵東裏町，醍醐御霊ヶ下町，醍醐赤間南裏町，竹田三ツ杭町，竹田段川原町，竹田中川原町，竹田中島町，竹田藁屋町，竹田泓ノ川町，中島鳥羽離宮町，桃山町下野，桃山町大島，桃山町立売，桃山長岡越中東町，日野奥出，日野野色町及び納所北城堀の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成21年9月11日から平成20年9月30日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）